高齢者虐待防止のための指針

こころの訪問看護かすや

第1条(基本方針)

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての従業者は本指針に従い、業務にあたることとする。

第2条(高齢者虐待の定義)

この指針において高齢者虐待とは、下記に該当する行為をいう。

1 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体拘束すること。

2 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任 し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3 心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条(高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項)

事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という)発生の防止等に取り 組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置 を適切に実施するための担当者を定めることとする。

1 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

2 高齢者虐待防止検討委員会の構成員

- (1) 委員長は管理者が務める。
- (2) 構成メンバーは、管理者、副管理者、従業者とする。
- 3 高齢者虐待防止検討委員会の開催
 - (1) 委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
 - (2) 虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。
- 4 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項
 - (1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び従業者への周知に関すること。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備に関すること。
 - (3) 従業者の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること。
 - (4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - (5) 虐待が発生した場合の対応に関すること。
 - (6) 虐待の原因分析と再発予防策に関すること。
- 5 高齢者虐待防止の担当者の選任 高齢者虐待防止の担当者は管理者とする。

第4条(高齢者虐待防止のための従業者研修に関する基本方針)

従業者に対する権利擁護及び高齢者虐待防止の研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通りに実施する。

- 1 定期的な研修の実施(年1回以上)。
- 2 新任職員への研修の実施。
- 3 その他必要な教育・研修の実施。
- 4 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管。

第5条(虐待等が発生した場合の対応方法について関する基本方針)

虐待等が発生した場合、担当者は状況を迅速に把握し安全な状態に保つための措置を行う。

- 1 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命 の保全を最優先する。

第6条(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

虐待等が発生した場合の相談・報告体制について、以下の対応を行う。

利用者、利用者家族、従業者等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

- 1 相談窓口は、3(5)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- 2 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかに解決に つなげるように努める。
- 3 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決 につなげるように努める。
- 4 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識 し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及 び担当者は従業者に対し早期発見に努めるよう促す。
- 5 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

第7条(成年後見制度の利用支援)

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、 行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見人制度の利 用を支援する。

第8条(虐待に係る苦情解決方法)

虐待に係る苦情解決方法については、以下の対応を行う。

- 1 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- 2 苦情相談窓口で受けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- 3 対応の結果は相談者にも報告する。

第9条(利用者等に対する指針の閲覧)

この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文章の掲示、およびホームページに掲載することで、いつでも従業者や利用者等が閲覧できるようにする。

第10条(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、 利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年9月1日一部改訂。